

平成 20 年 11 月 14 日

各 位

会社名 株式会社ソディック
代表者名 代表取締役社長 加藤 和夫
(コード番号 6143 東証第二部)
問合せ先 総合企画本部長 古川 健一
(TEL: 045 942 3111)

株式会社ソディックハイテック株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社ソディック(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、平成 20 年 11 月 14 日開催の取締役会において、株式会社ソディックハイテック(コード番号: 6160 大証ヘラクレス、以下「対象者」といいます。)の株式を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 公開買付者による買付け等の概要

当社は、現在、対象者の発行済株式総数の41.56%(55,000株)を保有しており、対象者を連結子会社としておりますが、今般、対象者の発行済株式のうち、当社が既に所有している対象者株式を除く、対象者の全株式を取得する目的で、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本公開買付けについては、対象者の取締役会において賛同決議がなされていません。

本公開買付けは、対象者株式の全てを取得し、対象者を当社の完全子会社とすることを目的とするものです。そのため、当社は、本公開買付けにおいては、買付予定株式数の下限を、対象者の発行済株式総数の66.7%に相当する株式数(88,261株)から、当社の保有する対象者株式数(55,000株)を控除した株式数(33,261株)に設定しており、下限を超える応募があった場合、応募株式全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの背景及び経緯

当社グループ(当社及び連結子会社)は、当社及び連結子会社36社で構成されており、NC放電加工機及びマシニングセンタ(多機能切削加工NC工作機械)の開発・製造・販売を行う工作機械事業、プラスチック射出成形機、リニア応用機器の開発・製造・販売を行う産業機械事業、及びCAD/CAMシステム、精密金型、電子部品、食品機械並びにファインセラミック備品の開発・製造・販売を行うその他の事業で構成されており、これらの事業が有機的に結合・共生して事業の発展に寄与しております。現在、当社グループは、「Total Manufacturing Solution」を事業コンセプトとして、CAD/CAMシステムによる製品の設計から、放電加工機・ハイスピードミーリングセンタ(リニアモータ駆動超精密小型マシニングセンタ)による金型や部品の加工、電子ビームPIKA面加工装置による加工表面の仕上げ、射出成形機やプレスセンタによる成形品にいたるまで、お客様の「ものづくり」に関するあらゆる工程をサポートしております。この

ように、「ものづくり」をトータルでサポートすることで、各工程における最新情報やノウハウを蓄積でき、お客様の「ものづくり」における技術課題に対して、つねに最適なソリューション（解決策）をご提供できる体制を構築しております。

対象者は、平成17年12月に株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）ヘラクレス市場への上場を果たし、ミーリングセンタ（切削金属加工機）の開発・販売業務の早期事業化の推進、経営判断の迅速化や経営責任の明確化、従業員のモラル向上等を実現してまいりました。また、対象者は、精密切削加工に特化した工作機械の開発・販売と当社が販売した放電加工機に係るメンテナンスサービス、サプライ品販売及び精密金型・精密成形事業を柱としており、工作機械・産業機械を軸として事業展開する当社グループの中核的な企業として、当社と協力関係を保ちながら、独自の経営戦略に基づき企業価値の向上を図ってまいりました。

しかしながら、昨今の対象者を含む当社グループを取り巻く経営環境は、原材料価格の高騰や世界的な金融危機、それに伴う消費の低迷と大変厳しい状況にあり、また競合他社との競争も一段と激しさを増しております。特に、対象者の主力事業である工作機械事業（ハイスピードミーリングセンタ等精密機械事業）においては市場のグローバル化が進展しており、それに伴い地域に応じた新たな製品の開発（具体的には、スピンドル及びソフトウェアの開発）や新規の販売網の構築の必要性が生じ、また、テクニカルサービス事業においても、お客様のニーズが多様化し、当社が提供を求められる技術サービスの範囲も多岐にわたるものとなるなど、持続的な成長を継続するための負担が増加しており、今後もこの傾向は継続すると思われま

上記の市場環境の変化に対する認識に基づき、将来の当社グループの成長及び対象者の持続的な企業価値の向上をより確かなものにするためには、製造・販売・研究開発の各分野におけるより一層の効率化と強化を企図したグループ体制の再構築が必要不可欠であるとの結論に至りました。このグループ体制の再構築に当たっては、当社グループ内の経営資源の最適化及びより一層の迅速かつ柔軟な意思決定の実現、並びに、とりわけ対象者においては当社と一体となった柔軟な経営戦略の策定と遂行の実現が必要不可欠と考えております。そこで、当社といたしましては、かかるグループ体制の再構築実現の一環として、本公開買付けを通じて対象者を当社の完全子会社化する方針です。

かかる方針に基づき、対象者を完全子会社化することにより、対象者の企業価値においては、具体的に以下のような向上効果が期待されます。

まず、製造分野においては、放電加工機用部材とミーリングセンタ用部材の調達を一括で行うことによる購買力の強化とそれに伴う調達コストの削減が可能となります。

販売分野においては、まずは取扱製品分野の再整理を通して、ミーリングセンタ・放電加工機の双方が必要となるお客様への提案力の向上を図ってまいります。具体的には、現在、当社が販売している超高精度マシニングセンタAZシリーズ、対象者が取り扱うハイスピードミーリングセンタのHSシリーズなどの切削工作機械ラインを統合し、当社が誇る世界最先端のナノ加工機から幅広いお客様を対象とするミーリングセンタまで充実した製品群をワンストップで提案することが可能となります。また、「ものづくり」の世界は急速に海外へのシフトが進んでおり、海外への販路拡大は急務です。対象者は、これまで海外販売網として、アジアを中心に展開してまいりましたが、当社の完全子会社となることにより、より強固に当社の欧州・米州における販売子会社と提携関係を構築することが可能となり、かかる提携関係を基に、海外販売網をより拡充させることで市場のグローバル化に柔軟に対応することが可能となります。

研究開発分野においては、当社の完全子会社となることにより、当社が強みとする形彫り放電加工機、ワイヤ放電加工機、ナノ放電加工機など各種放電加工機の開発で培った基礎技術を対象者製品により柔軟かつ強力に融合させることが可能となり、その結果、更なる付加価値の創出が可能となります。また、対象者の完全子会社化を通じて、対象者の精密金型・精密成形事業部門が有する金型加工に関する技術・ノウハウの共有化や共同研究・人材交流がより柔軟に実現できることによって、新製品の開発コストの低減や生産性の向上を図ることが可能となり、対象者のみならず当社グループ全体の企業価値向上を図ることも可能となります。更には、当社グループにおける重複分野の研究回避や予算配分の効率化によるコスト競争力の強化も期待できます。

以上の検討内容に加えて、当社は、対象者経営陣とともに慎重に協議の上、対象者株主の皆様はその所有する株式の売却の機会をご提供するとともに、対象者を当社の完全子会社とすることによって、対象者の抜本的な経営改革を実現することが、対象者の企業価値の更なる向上に資するとの結論に至ったことから、本公開買付けの実施を決定いたしました。

当社及び対象者は上記各施策を通し、開発・製造・販売それぞれの面で事業の相乗効果を高め、対象者を含めた当社グループとして、更なる企業価値の向上を図り、世界中の「ものづくり」に貢献していく所存です。当社は、本公開買付け後も、対象者を含めた当社グループ内における経営資源の最適化及びそれによる当社グループ全体の企業価値の最大化を目指し、完全親会社として、対象者とのコミュニケーションを一層深め、その時々における最善の施策を検討・実施してまいります。なお、本公開買付け後の対象者経営陣の処遇も含めた詳細な施策については未定ですが、グループとして一体性のある事業戦略を展開してまいりたいと考えております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保する為の措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないTFPビジネスソリューション株式会社（以下「TFPビジネスソリューション」といいます。）による対象者の株式価値の評価結果の内容を参考にしつつ、対象者株式の市場株価動向、最近の公開買付けにおいて市場価格に付与されているプレミアム水準、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し及び本公開買付けの目的を達成することの当社事業戦略上の必要性等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉結果等も踏まえ、平成20年11月14日付開催の取締役会において、最終的な本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり40,200円と決定いたしました。なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、平成20年11月13日の大阪証券取引所ヘラクレス市場における対象者株式の終値15,700円に対して約156.1%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを、対象者株式の平成20年11月13日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値16,707円（小数点以下四捨五入）に対して約140.6%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値25,358円（小数点以下四捨五入）に対して約58.5%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値34,300円（小数点以下四捨五入）に対して約17.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた価格となります。

対象者においては、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング（以下「コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング」といいます。）より株式価値算定書を取得しました。また、対象者は、リーガルアドバイザーであるシティニューワ法律事務所から本公開買付けの諸手

続き、利益相反の回避を含む取締役会の意思決定方法等の適法性について助言も得、それらの内容を参考にして、平成20年11月14日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討しました。その結果、対象者の取締役会においては、本公開買付けが対象者の収益基盤の強化に資するものであり、ひいては今後のさらなる企業価値向上にも寄与するものである、また、本公開買付けの諸条件は公正妥当であり、対象者の株主に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の決議をしております。

対象者は、当社の連結子会社に該当するものであり、当社と対象者との構造的な利益相反を回避するため、上記のとおり当社及び対象者は、それぞれ別個に当社及び対象者から独立した第三者算定機関より対象者の株式価値に関する意見を取得し、買付価格に関する買付者との交渉及び本公開買付けに対する賛同の意見表明の判断を行うに当たりこれを参考にしております。

また、上記のとおり、対象者の取締役会の決議は、コーポレート・アドバイザーズ・アカウントティングによる株式価値算定書に加えて、リーガルアドバイザーであるシティニューワ法律事務所の助言を得ながら、その内容を参考にして行われております。なお、対象者の取締役のうち、古川利彦氏は公開買付者の名誉会長、公開買付者が議決権割合の100%を直接所有する株式会社ソディック新横の代表取締役社長等を兼務しており、渡貫雄一氏は公開買付者が議決権割合の98.4%を直接所有するSodick Engineering Service (Thailand) Co., Ltd. (間接所有割合を合算した公開買付者の議決権所有割合は100%)のDirector等を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、これらの2名は上記の対象者の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との決議・交渉に参加していません。

また、当該取締役会に出席した対象者の監査役は、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。なお、対象者の監査役のうち、鈴木正昭氏は公開買付者が議決権所有割合の60.1%を直接所有する株式会社ソディックCPCの取締役会長等を兼務しており、下山貞男氏は公開買付者が議決権所有割合の100%を直接所有する株式会社ソディック新横の監査役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、これら2名の者は、当該取締役会における本公開買付けに関する審議に参加しておらず、意見を述べることを差し控えております。

(4) 本公開買付け後の見通し(いわゆる二段階買収に関する事項)

当社は、前記のとおり対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続きにより対象者を完全子会社とすることを予定しております。すなわち、本公開買付けが成立した場合、当社は対象者の発行済株式総数の3分の2を超える株式を取得することになりますが、本公開買付けで対象者の全株式(当社の所有分を除く)を取得できなかった場合には、以下の方法により、完全子会社化を実施することを予定しております。

本公開買付けが成立した後速やかに、当社は、対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び、当該対象者株式の全部取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付すること、以上ないしを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請する予定です。また、かかる手続きを実行するに際しては、上記臨時株主総会において上記のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号

に基づき、上記臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、上記臨時株主総会と同日に種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、当社は、本公開買付けが成立した場合、対象者の発行済株式総数の3分の2を超える株式を取得することになりますが、上記臨時株主総会及び上記種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続きが実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者株主で交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。当社は対象者に対し、当社が保有する対象者株式数が対象者の発行済株式の100%となるよう、当社以外を対象者株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定することを要請する予定です。

上記の各手続きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(a)上記の対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、対象者株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記の全部取得条項が付された対象者株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、対象者株主は当該対象者株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(a)又は(b)の方法による1株あたりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続き等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

当社は、上記方法については、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外を対象者株主の対象者株式の所有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を対象者に要請し、また当該実施の要請に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、当社は、当社以外を対象者株主に対して最終的に金銭を交付する方法により、対象者を完全子会社化することを予定しております。この場合における、当社以外を対象者株主に交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける買付価格を基準として算定される予定です。しかしながら、その算定の時点が異なることから、時間の経過による価値の変動、株式市場の影響その他の事情により、当該金銭の額は、本公開買付けにおける買付価格と異なることがあり得ます。以上の場合における具体的な手続きについては、対象者と協議の上、決定次第、金融商品取引所等を通じ速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けは、上記の対象者株主総会における対象者株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記各手続きにおける税務上の取扱いについては、株主各位において税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者株式は、現在、大阪証券取引所ヘラクレス市場に上場しておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、流動性等に係る大阪証券取引所ヘラクレス市場の上場廃止基準に従い、本公開買付けの完了をもって、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で、対象者が当該基準に該当しない場合でも、対象者は、前記(4) ないし、またはそれと同等の効果を有する方法により、当社の完全子会社となることが予定されておりますので、上記のとおり大阪証券取引所ヘラクレス市場の上場廃止基準に従い所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者株式を大阪証券取引所ヘラクレス市場において取引することができなくなります。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

商 号	株式会社ソディックハイテック																					
事 業 内 容	放電加工機の周辺機器・消耗品の販売、メンテナンスサービス及び金型製品の製造を手掛けている会社の経営コンサルタント業務、精密工作機械の製造・販売																					
設 立 年 月 日	平成15年2月17日																					
本 店 所 在 地	横浜市港北区新横浜一丁目5番1号																					
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 渡貫 雄一																					
資 本 金	516,300千円																					
大株主及び持株比率 (平成20年9月30日現在)	<table border="0"> <tr> <td>株式会社ソディック</td> <td>41.56%</td> </tr> <tr> <td>古川 利彦</td> <td>11.35%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>3.87%</td> </tr> <tr> <td>ソディックハイテック従業員持株会</td> <td>3.30%</td> </tr> <tr> <td>仲田 直史</td> <td>2.48%</td> </tr> <tr> <td>村山 眞一</td> <td>1.95%</td> </tr> <tr> <td>沖山 義治</td> <td>1.88%</td> </tr> <tr> <td>渡貫 雄一</td> <td>1.58%</td> </tr> <tr> <td>花木 武俊</td> <td>1.58%</td> </tr> <tr> <td>藤巻 繁</td> <td>1.58%</td> </tr> </table>		株式会社ソディック	41.56%	古川 利彦	11.35%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3.87%	ソディックハイテック従業員持株会	3.30%	仲田 直史	2.48%	村山 眞一	1.95%	沖山 義治	1.88%	渡貫 雄一	1.58%	花木 武俊	1.58%	藤巻 繁	1.58%
株式会社ソディック	41.56%																					
古川 利彦	11.35%																					
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3.87%																					
ソディックハイテック従業員持株会	3.30%																					
仲田 直史	2.48%																					
村山 眞一	1.95%																					
沖山 義治	1.88%																					
渡貫 雄一	1.58%																					
花木 武俊	1.58%																					
藤巻 繁	1.58%																					
買 付 者 と 対 象 者 の 関 係 等	資 本 関 係	当社は、対象者の発行済株式総数の41.56% (55,000株)を直接所有し、0.75% (1,000株)を間接所有しております。																				

	人 的 関 係	当社の名誉会長である古川利彦が、対象会社の取締役会長に就任しております。
	取 引 関 係	当社は対象者へ放電加工機や補修部品を販売しております。一方、対象者からはワイヤ電極等の消耗品の供給および放電加工機のメンテナンスサービスの提供を受けております。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は当社の連結子会社であるため、関連当事者に該当します。

(2) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成 20 年 11 月 18 日（火曜日）から平成 20 年 12 月 16 日（火曜日）まで（20 営業日）

対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法（以下「法」といいます）第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 21 年 1 月 7 日（水曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、40,200 円

(4) 買付等の価格の算定根拠等

算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格である 1 株あたり 40,200 円を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である TFP ビジネスソリューションより平成 20 年 11 月 13 日に提出された株式価値算定書を取得し、参考としております。なお、当社は TFP ビジネスソリューションからフェアネス・オピニオンの取得は行っておりません。

TFP ビジネスソリューションは対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（対象者の予想されるフリー・キャッシュ・フローを、対象者のリスクに応じた割引率で割り引くことによって株式価値を算定。以下「DCF法」といいます。）及び市場株価平均法（平成20年11月13日を基準日として、ヘラクレス市場における対象者株式の過去1ヶ月間の終値の単純平均値（16,707円）及び過去3ヶ月間の終値の単純平均値（25,358円）、過去6ヶ月間の終値の単純平均値（34,300円）を基に算定。）並びに類似会社比準法（対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を基に算定。）の各手法を用いて、対象者の株式価値の評価を行いました。株式価値算定書によりますと、DCF法では36,206円から44,806円、市場株価平均法では16,707円から34,300円、類似会社比準法では19,507円から32,090円のレンジが対象者の株式価値の評価結果として示されておりました。

当社は、さらに、対象者株式の市場株価動向、最近の株券公開買付けにおいて市場価格に付与されているプレミアム水準、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対

する応募数の見通し及び本公開買付けの目的を達成することの当社事業戦略上の必要性等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉結果等も踏まえ、決定しました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、平成20年11月13日の大阪証券取引所ヘラクレス市場における対象者株式の終値15,700円に対して約156.1%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを、対象者株式の平成20年11月13日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値16,707円に対して約140.6%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値25,358円に対して約58.5%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値34,300円に対して約17.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた価格となります。

算定の経緯

当社と対象者は、平成20年8月頃より、当社グループの成長戦略について具体的な検討を開始し、これまで協議・検討を進めてまいりました。

昨今の対象者を含む当社グループを取り巻く経営環境は、原材料価格の高騰や世界的な金融危機、それに伴う消費の低迷及び生産量の減少と大変厳しい状況にあり、また競合他社との競争も一段と激しさを増しております。また、対象者の主力事業である工作機械事業（ハイスピードミーリングセンタ等精密機械事業）においては市場のグローバル化が進展しており、それに伴い地域に応じた新たな製品の開発（具体的には、スピンドル及びソフトウェアの開発）や新規の販売網の構築の必要性が生じ、また、テクニカルサービス事業においても、お客様のニーズが多様化し、当社が提供を求められる技術サービスの範囲も多岐にわたるものとなるなど、持続的な成長を継続するための負担が増加しており、今後もこの傾向は継続すると思われま

上記の市場環境の変化に対する認識に基づき、将来の当社グループの成長及び対象者の持続的な企業価値の向上をより確かなものにするためには、製造・販売・研究開発の各分野におけるより一層の効率化と強化を企図したグループ体制の再構築が必要不可欠であるとの結論に至りました。このグループ体制の再構築に当たっては、当社グループ内の経営資源の最適化及びより一層の迅速かつ柔軟な意思決定の実現、並びに、とりわけ対象者においては当社と一体となった柔軟な経営戦略の策定と遂行の実現が必要不可欠と考えております。そこで、当社が対象者を完全子会社化する形態での経営統合を通じて双方がこれまで培ってきた研究成果・経営資源を相互に有効活用していくことが最善の選択肢であるとの共通認識に至りました。

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、TFPビジネスソリューションより株式価値算定書を平成20年11月13日に取得しております。TFPビジネスソリューションは対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、DCF法及び市場株価平均法（平成20年11月13日を基準日として、ヘラクレス市場における対象者株式の過去1ヶ月間の終値単純平均値（16,707円）及び過去3ヶ月間の終値単純平均値（25,358円）、過去6ヶ月間の終値単純平均値（34,300円）を基に算定。）並びに類似会社比準法の各手法を用いて、対象者の株式価値の評価を行いました。株式価値算定書によりますと、DCF法では36,206円から44,806円、市場株価平均法では16,707円から34,300円、類似会社比準法では19,507円から32,090円のレンジが対象者の株式価値の評価結果として示されておりました。

当社は、さらに、対象者株式の市場株価動向、最近の公開買付けにおいて市場価格に付与されているプレミアム水準、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し及び本公開買付けの目的を達成することの当社事業戦略上の必要性等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉結果等も踏まえ、平成20年11月14日付開催の取締役会

において、最終的な本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株あたり40,200円と決定いたしました。対象者においては、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるコーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングより株式価値算定書を取得しました。また、対象者は、リーガルアドバイザーであるシティユークワ法律事務所から本公開買付けの諸手続き、利益相反の回避を含む取締役会の意思決定方法等の適法性について助言も得、それらの内容を参考にし、平成20年11月14日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討しました。その結果、対象者の取締役会においては、本公開買付けが対象者の収益基盤の強化に資するものであり、ひいては今後のさらなる企業価値向上にも寄与するものである、また、本公開買付けの諸条件は公正妥当であり、対象者の株主に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の決議をしております。

対象者は、当社の連結子会社に該当するものであり、当社と対象者との構造的な利益相反を回避するため、上記のとおり当社及び対象者は、それぞれ別個に当社及び対象者から独立した第三者算定機関より対象者の株式価値に関する意見を取得し、買付価格に関する買付者との交渉及び本公開買付けに対する賛同の意見表明の判断を行うに当たりこれを参考にしております。

上記のとおり、対象者の取締役会の決議は、コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングによる株式価値算定書に加えて、リーガルアドバイザーであるシティユークワ法律事務所の助言を得ながら、その内容を参考にし行われております。

なお、対象者の取締役のうち、古川利彦氏は公開買付者の名誉会長、公開買付者が議決権割合の100%を直接所有する株式会社ソディック新横の代表取締役社長等を兼務しており、渡貫雄一氏は公開買付者が議決権割合の98.4%を直接所有するSodick Engineering Service (Thailand) Co., Ltd. (間接所有割合を合算した公開買付者の議決権所有割合は100%)のDirector等を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、これらの2名は上記の対象者の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との決議・交渉に参加していません。

また、当該取締役会に出席した対象者の監査役は、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。なお、対象者の監査役のうち、鈴木正昭氏は公開買付者が議決権所有割合の60.1%を直接所有する株式会社ソディックCPCの取締役会長等を兼務しており、下山貞男氏は公開買付者が議決権所有割合の100%を直接所有する株式会社ソディック新横の監査役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、これら2名の者は、当該取締役会における本公開買付けに関する審議に参加しておらず、意見を述べることを差し控えております。

算定機関との関係

TFPビジネスソリューションは、当社及び対象者の関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定数の下限	株式に換算した買付予定数の上限
株券	77,325 (株)	33,261 (株)	- (株)
合計	77,325 (株)	33,261 (株)	- (株)

- (注1) 「株式に換算した買付予定数」は、対象者が平成20年11月14日に提出した第7期第2四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の発行済普通株式総数132,325株から、平成20年11月18日現在公開買付者が保有する対象者株式数(55,000株)を控除した株式数です。
- (注2) 応募株券の総数が「株式に換算した買付予定の下限」(33,261株。以下「買付予定の下限」といいます。)に満たない場合は、応募株券の全部の買付けを行いません。
- (注3) 応募株券の総数が買付予定の下限以上の場合には、応募株券の全部の買付け等を行いません。

(6) 買付等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	55,000個	(買付け等前における株券等所有割合 41.56%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	33,623個	(買付け等前における株券等所有割合 25.41%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	77,325個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数 (平成20年9月30日現在)	132,325個	

- (注1) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」の「買付け等前における株券等所有割合」は、「対象者の総株主等の議決権の数」に対する割合となります。
- (注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。
- (注3) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、平成20年9月30日現在の株主名簿より公開買付者が把握している分の各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付け予定の株券等に係る議決権の数を記載しております。

(7) 買付代金 3,109 百万円 (予定)

- (注) 買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数(77,325株)に、1株あたりの買付等の価格を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
SMBC フレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7番12号

決済の開始日

平成20年12月24日(水曜日)

- (注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がなされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成21年1月15日(木曜日)となります。

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合にはその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは現金にて行います。買付けられた株券に係る売却代金は、応募株主等の指示によ

り、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

(9) その他買付等の条件及び方法

法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券の総数が買付予定の下限(33,261株)に満たない場合は、応募株券の全部の買付け等を行いません。応募株券の総数が買付予定の下限以上の場合には、応募株券の全部の買付け等を行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(以下「令」といいます。)第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びブ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券についても、買付け等の価格の引下げ後の買付条件等により買付け等を行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間の末日の午後 3 時 00 分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」(お客様控)を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)に所要事項を記載のうえ、交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の午後 3 時 00 分までに、下記に指定する者に到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

SMBC フレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 7 番 12 号

(その他の SMBC フレンド証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。この場合は、その変更の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行なわれた日以前の応募株券についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

本公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主等の方は、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限らない。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除く。）

(1 0) 公開買付開始公告日

平成 20 年 11 月 18 日（火曜日）

(1 1) 公開買付代理人

SMBC フレンド証券株式会社

3 . 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付者による買付け等の概要

本公開買付け後の方針等については、「 1 . 買付け等の目的」をご参照下さい。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる今期業績予想への影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4 . その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程)

当社グループ(当社及び連結子会社)は、当社及び連結子会社 36 社で構成されており、NC 放電加工機及びマシニングセンタ(多機能切削加工 NC 工作機械)の開発・製造・販売を行う工作機械事業、プラスチック射出成形機、リニア応用機器の開発・製造・販売を行う産業機械事業、及び CAD/CAM システム、精密金型、電子部品、食品機械並びにファインセラミック備品の開発・製造・販売を行うその他の事業で構成されており、これらの事業が有機的に結合・共生して事業の発展に寄与しております。現在、当社グループは、「Total Manufacturing Solution」を事業コンセプトとして、CAD/CAM システムによる製品の設計から、放電加工機・ハイスピードミーリングセンタ(リニアモータ駆動超精密小型マシニングセンタ)による金型や部品の加工、電子ビーム PIKA 面加工装置による加工表面の仕上げ、射出成形機やプレスセンタによる成形品にいたるまで、お客様の「ものづくり」に関するあらゆる工程をサポートしております。このように、「ものづくり」をトータルでサポートすることで、各工程における最新情報やノウハウを蓄積でき、お客様の「ものづくり」における技術課題に対して、つねに最適なソリューション(解決策)をご提供できる体制を構築しております。

対象者は、平成 17 年 12 月に株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)ヘラクレス市場への上場を果たし、ミーリングセンタ(切削金属加工機)の開発・販売業務の早期事業化の推進、経営判断の迅速化や経営責任の明確化、従業員のモラル向上等を実現してまいりました。また、対象者は、精密切削加工に特化した工作機械の開発・販売と当社が販売した放電加工機に係るメンテナンスサービス、サプライ品販売及び精密金型・精密成形事業を柱としており、工作機械・産業機械を軸として事業展開する当社グループの中核的な企業として、当社と協力関係を保ちながら、独自の経営戦略に基づき企業価値の向上を図ってまいりました。

しかしながら、昨今の対象者を含む当社グループを取り巻く経営環境は、原材料価格の高騰や世界的な金融危機、それに伴う消費の低迷と大変厳しい状況にあり、また競合他社との競争も一段と激しさを増しております。特に、対象者の主力事業である工作機械事業(ハイスピードミーリングセンタ等精密機械事業)においては市場のグローバル化が進展しており、それに伴い地域に応じた新たな製品の開発(具体的には、スピンドル及びソフトウェアの開発)や新規の販売網の構築の必要性が生じ、また、テクニカルサービス事業においても、お

お客様のニーズが多様化し、当社が提供を求められる技術サービスの範囲も多岐にわたるものとなるなど、持続的な成長を継続するための負担が増加しており、今後もこの傾向は継続すると思われま

上記の市場環境の変化に対する認識に基づき、将来の当社グループの成長及び対象者の持続的な企業価値の向上をより確かなものにするためには、製造・販売・研究開発の各分野におけるより一層の効率化と強化を企図したグループ体制の再構築が必要不可欠であるとの結論に至りました。このグループ体制の再構築に当たっては、当社グループ内の経営資源の最適化及びより一層の迅速かつ柔軟な意思決定の実現、並びに、とりわけ対象者においては当社と一体となった柔軟な経営戦略の策定と遂行の実現が必要不可欠と考えております。そこで、当社といたしましては、かかるグループ体制の再構築実現の一環として、本公開買付けを通じて対象者を当社の完全子会社化する方針です。

かかる方針に基づき、対象者を完全子会社化することにより、対象者の企業価値においては、具体的に以下のような向上効果が期待されます。

まず、製造分野においては、放電加工機用部材とミーリングセンタ用部材の調達を一括で行うことによる購買力の強化とそれに伴う調達コストの削減が可能となります。

販売分野においては、まずは取扱製品分野の再整理を通して、ミーリングセンタ・放電加工機の双方が必要となるお客様への提案力の向上を図ってまいります。具体的には、現在、当社が販売している超高精度マシニングセンタ AZ シリーズ、対象者が取り扱うハイスピードミーリングセンタの HS シリーズなどの切削工作機械ラインを統合し、当社が誇る世界最先端のナノ加工機から幅広いお客様を対象とするミーリングセンタまで充実した製品群をワンストップで提案することが可能となります。また、「ものづくり」の世界は急速に海外へのシフトが進んでおり、海外への販路拡大は急務です。対象者は、これまで海外販売網として、アジアを中心に展開してまいりましたが、当社の完全子会社となることにより、より強固に当社の欧州・米州における販売子会社と提携関係を構築することが可能となり、かかる提携関係を基に、海外販売網をより拡充させることで市場のグローバル化に柔軟に対応することが可能となります。

研究開発分野においては、当社の完全子会社となることにより、当社が強みとする形彫り放電加工機、ワイヤ放電加工機、ナノ放電加工機など各種放電加工機の開発で培った基礎技術を対象者製品により柔軟かつ強力に融合させることが可能となり、その結果、更なる付加価値の創出が可能となります。また、対象者の完全子会社化を通じて、対象者の精密金型・精密成形事業部門が有する金型加工に関する技術・ノウハウの共有化や共同研究・人材交流がより柔軟に実現できることによって、新製品の開発コストの低減や生産性の向上を図ることが可能となり、対象者のみならず当社グループ全体の企業価値向上を図ることも可能となります。更には、当社グループにおける重複分野の研究回避や予算配分の効率化によるコスト競争力の強化も期待できます。

以上の検討内容に加えて、当社は、対象者経営陣とともに慎重に協議の上、対象者株主の皆様にもその所有する株式の売却の機会をご提供するとともに、対象者を当社の完全子会社とすることによって、対象者の抜本的な経営改革を実現することが、対象者の企業価値の更なる向上に資するとの結論に至ったことから、本公開買付けの実施を決定いたしました。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)

当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を確保するために、主として以下のような事項を考慮いたしました。

対象者の取締役会の決議は、第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないコーポレート・アドバイザーズ・アカウンティングによる株式価値算定書に加えて、リーガルアドバイザーであるシティニューワ法律事務所の助言を得ながら、その内容を参考にして行われております。

なお、対象者の取締役のうち、古川利彦氏は公開買付者の名誉会長、公開買付者が議決権割合の100%を直接所有する株式会社ソディック新横の代表取締役社長等を兼務しており、渡貫雄一氏は公開買付者が議決権割合の98.4%を直接所有するSodick Engineering Service (Thailand) Co., Ltd. (間接所有割合を合算した公開買付者の議決権所有割合は100%)のDirector等を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、これらの2名は上記の対象者の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との決議・交渉に参加しておりません。

また、当該取締役会に出席した対象者の監査役は、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。なお、対象者の監査役のうち、鈴木正昭氏は公開買付者が議決権所有割合の60.1%を直接所有する株式会社ソディックCPCの取締役会長等を兼務しており、下山貞男氏は公開買付者が議決権所有割合の100%を直接所有する株式会社ソディック新横の監査役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、これら2名の者は、当該取締役会における本公開買付けに関する審議に参加しておらず、意見を述べることを差し控えております。

- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要とされるその他の情報
該当事項はありません。

以 上